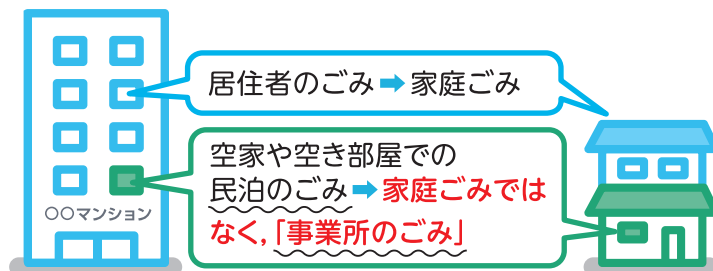




宿泊施設のごみの正しい出し方

✓ 事業者は自らの責任でゴミを適正に処理する義務があります

住宅などを客室として旅行者に提供する、いわゆる「民泊」を含めた宿泊施設において宿泊者が出すごみは、家庭ごみではなく、「事業所のごみ」として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき分別のうえ、廃棄物収集運搬業許可業者に委託するなど、事業者の責任で適正に処理しなければなりません。



POINT① ごみの正しい分け方

宿泊施設のごみは、適正に処理するため、事業者が次の区分に分けてください。

	分別区分	主なごみの品目
一般廃棄物	① 燃やすごみ	食べ残し、割り箸、汚れのついた紙（紙製のカップ類容器、ティッシュペーパーなど）など
	② リサイクル可能な紙類（資源物）	新聞、ダンボール、はがき、本、雑誌、チラシ、パンフレット、紙箱、紙製包装紙、紙袋など
産業廃棄物	③ 缶・びん・ペットボトル（資源物）	飲料・食用品の缶やびん、ペットボトル
	④ プラスチック類	弁当容器、カップ麺容器、菓子袋、ラップ類、ビニール袋、発泡スチロールなど
	⑤ その他産業廃棄物	ガラス類、陶磁器類、金属類、電池類など

POINT② 宿泊者へごみ出しルールを周知

チェックイン時に、宿泊者に対し、「ごみをポイ捨てしない」「正しく分ける」「家庭ごみの集積所には出さない」といったルールを、宿泊施設の責任において確実に説明してください。

宿泊者がルールを知らず、近隣住民とトラブルになった事例が多くあります。

宿泊者向けチラシやごみ分別ツールは、京都市のホームページからダウンロードできます。

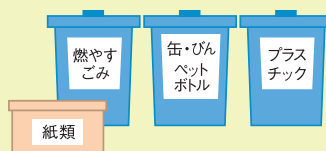
ごみ出しルール

- ・ポイ捨てしない
- ・ごみは正しく分別
- ・外に持ち出さない
- ・.....
- ・.....

京都市 パンフレット類

POINT③

適正な保管



敷地内に置いてあっても、ごみの保管方法が悪いと、悪臭やごみの散乱が発生し、近隣住民の苦情につながります。

ごみ袋のまま長時間屋外に放置せず、フタの付いた容器に保管するなど、工夫してください。

POINT④

正しい出し方

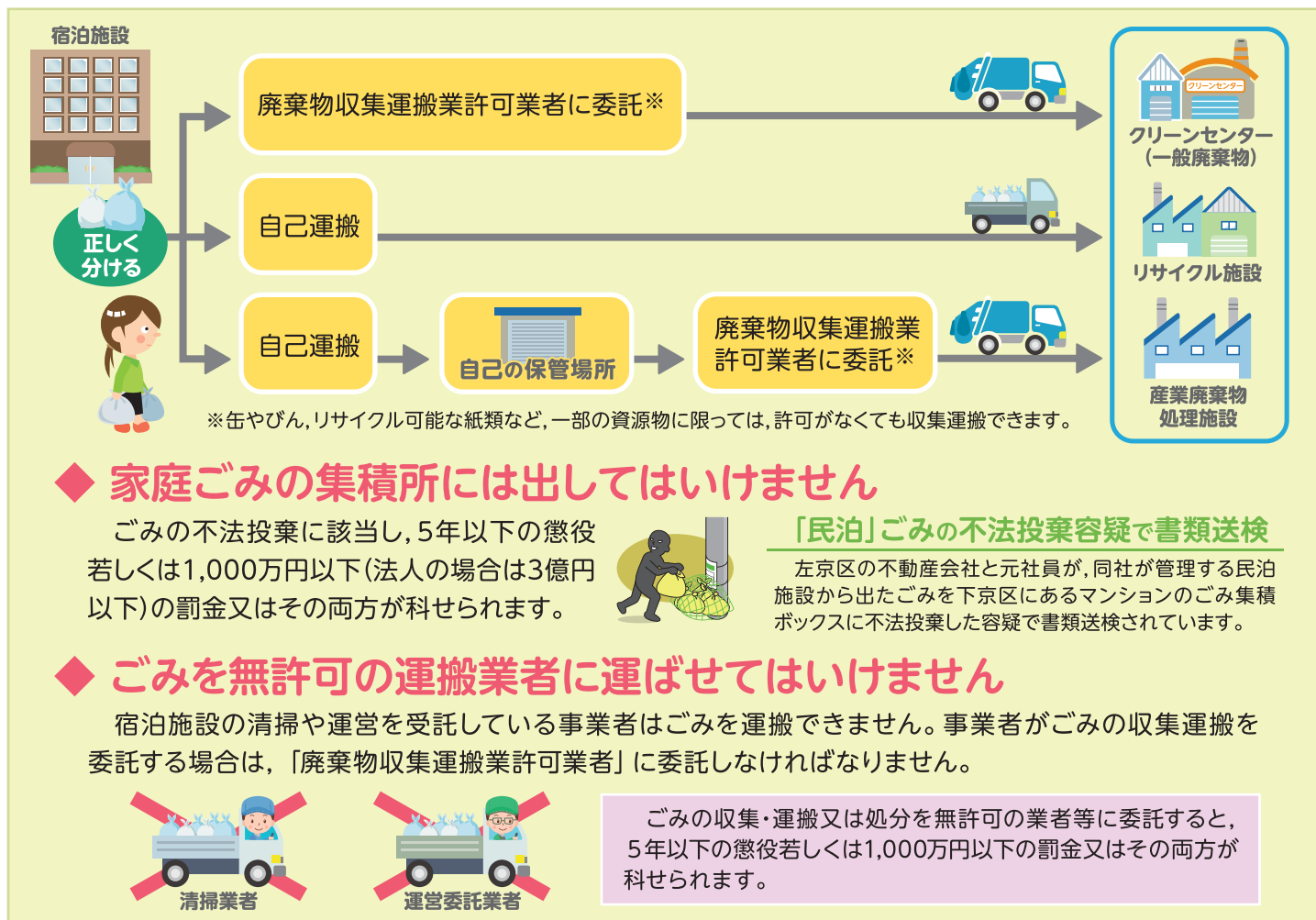


ごみは廃棄物収集運搬業許可業者へ委託するか、自己運搬（ご自身で処理施設に運搬）してください。

燃やすごみは、無色又は白色透明の袋に入れて出してください。

→ 詳細は裏面で

✓ 宿泊施設からのごみの正しい出し方



✓ 事業を始める前に廃棄物の処理方法について報告が必要です

旅館業(簡易宿所など)許可申請時又は住宅宿泊事業(民泊)の届出時に、条例に基づき、廃棄物の処理方法(許可業者に委託か自己運搬、委託する場合は業者名と収集頻度)について京都市長に報告しなければなりません。また、住宅宿泊事業の届出住宅は、廃棄物を処理した日以降の最初に行う定期報告時に、適正に処理したことを証する書類の提出が義務付けられています。

お問合せ

一般廃棄物収集
運搬業許可業者の紹介

京都環境事業協同組合
京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

TEL 075-691-5516

産業廃棄物
処理業者の紹介

(公社)京都府産業資源循環協会
京都市南区東九条中御霊町53-4
Johnsonビル2F

TEL 075-694-3402

一般廃棄物の
処理方法等の相談

京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課(事業ごみ担当)
京都市中京区河原町通二条下の一之船入町384
ヤサカ河原町ビル8階

TEL 075-366-5090

産業廃棄物の
処理方法等の相談

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課
京都市中京区河原町通二条下の一之船入町384
ヤサカ河原町ビル7階

TEL 075-366-1394

